

## 事業承継税制はどう変わった!?

# 自社株に係る贈与税・相続税の100%猶予を創設

公認会計士 西山 太郎

平成30年度の税制改正の大きな目玉となっている「事業承継税制」について詳しく解説します。

### 特例の概要

中小企業の事業承継を積極的に後押しする税制改正が行われました。それは、事業承継を行う際に自社株式(非上場株式)に係る贈与税・相続税の100%を納税猶予する新たな事業承継税制(納税猶予制度)の創設です。

10年間の特例措置ながら、適用要件等の緩和など大幅な拡充が図られ、中小企業にとりましては、事業承継への取り組みが行い易くなったと言えます。

但し、今後5年以内に都道府県に対し「特例承継計画」を提出しなければならず、また、10年以内に事業承継を実施することが必要となります。

2018年(平成30年)4月1日から2023年(平成35年)3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、経営承継円滑化法第12条1項の認定を受けた特例認定承継会社の非上場株式が対象となり、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与や相続等により取得する財産に係る贈与税や相続税に適用されます。

特例承継計画は、認定経営革新等支援機関(多くの公認会計士・税理士がこの認定を受けておりますのでご心配なく)の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その事業承継会社の後継者や事業承継時までの経営見通し等が記載された計画です。中小企業庁から、その記載マニュアルが公表されていますので、それに沿って作成すればよいだけです。

### 改正(特例)の内容

#### 特例1:全株式対象および納税猶予割合100%

今回創設の特例では、事業承継税制の対象となる承継会社の株式数の上限が撤廃され、全株式が適用可能となりました。また、相続税の納税猶予割合も100%に拡大されました。

この結果、相続税の納税猶予割合は、現行制度では約53%だったものが100%へと広がり、特例制度を利用すれば、税金の負担を気にすることなく事業承継できるようになります。

現行制度では、納税猶予の対象となるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%、そのため実際に猶予される額は $2/3 \times 80\% = \text{約} 53\%$ にとどまる。

特例では、対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とすると共に、猶予割合を100%に拡大しており、結果として事業承継に係る税負担は0となる。

#### 特例2:雇用確保要件の実質的撤廃

事業承継税制には、事業承継後5年間平均で承継当時の雇用の8割以上を維持できなければ、納税猶予は打ち切られるとする要件がありました。本特例ではこの雇用確保要件を満たさなくても納税猶予期限は確定せず、猶予された税額を納付しなくても、継続できることになりました。

ただし、雇用の8割以上が維持できない場合には、その理由を記載した書類を都道府県に提出することが条件で、その理由が経営状況の悪化や正当なものと認められない場合は、認定経営革新等支援機関から指導や助言を受けた内容を記載することが義務付けられています。このように、書面の提出で済むこととなったので、雇用確保要件、は実質的に撤廃したのと同様です。

「事業承継税制を利用したいのだが、将来に亘っての雇用確保要件、の継続が引っかけ利用を躊躇していた」方には、この特例が救いとなるのではないのでしょうか。

#### 特例3:後継者は3人まで対象を広げることが可能に

現行事業承継税制は1人の先代経営者から1人の後継者へと自社株式(非上場株式)を贈与や相続をする制度ですが、今回の特例制度では、この組合せのパターンが大きく広がります。

まずは、特例の後継者は、①当該特例承継計画(今後、5年間以内に都道府県に提出するもの)に記載された当該特例認定承継会社(事業承継をする会社)の代表権を有する後継者で、かつ ②同族関係者と合わせて当該会社の総議決権の過半数を有する者に限られます。また、③当該同族関係者のうち、当該会社の議決権を最も多く有する者と規定されていますが、この③については、当該特例承継計画に当該後継者を2名や3名以上と記載したとすれば、当該議決権のそれぞれ上記2名、あるいは上位3名の者まで広げることができます。但し、いずれも当該総議決権数の10%以上を有する後継者に限られます。

この特例を利用することにより、兄弟など複数の後継者への承継(例:兄が代表取締役社長、弟が代表取締役専務など)にも事業承継税制が適用することが出来るようになりました。

#### 特例4:先代経営者以外からの贈与もOK

特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から、贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間である5年以内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、特例の対象となります。

この特例は、現行制度の事業承継税制の対象となります。

注意したいのは、現行制度も特例も先代経営者からの贈与を皮切りに行われた一連の贈与を対象とすることです。

つまり、一連の贈与の最初は先代経営者に限られ、先代経営者より前の贈与は対象とはならず、また先代経営者からの贈与と他の者からの贈与が別の年となる場合には別途都道府県に申請する必要があります。

この特例により、事業後継者への株式の集中が容易になりました。

#### 特例5:相続時精算課税制度の適用範囲拡大

平成29年度税制改正において、事業承継税制を対象とした非上場株式の贈与に相続時精算課税制度を適用(暦年課税との併用可)することができるようになりました。

事業承継税制の特例では、特例3および特例4のとおり、複数の者から複数の後継者への贈与が対象となるのに伴い、特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者(その年1月1日において20歳以上である者に限定)であり、かつその贈与者が同日に60歳以上の者である場合には相続時精算課税を適用できるようになります。

さて、事業承継税制では、次世代への贈与ないし先代経営者の相続が開始するまで贈与税等は“猶予”されているに過ぎないわけですから、猶予されている税額としては低い方が望ましいわけで、その点、税率の低い相続時精算課税制度を適用することは大いにメリットがある訳です。

#### 特例6:経営環境変化に応じた減免

現行の事業承継税制は、後継者が株式を売却するなどして納税猶予が取消しとなった場合には、事業承継時の株価を基に贈与税額・相続税額を納付する必要があります。

特例では、経営環境の変化により株価が下落する一定の要件を満たす場合には、その売却や廃業時の株価を再計算し、事業承継時の価額との差額を免除する制度が導入されます。

経営環境の変化を示す一定の要件とは、特例認定承継会社の赤字や売上減などですが、実際の売却価格が5割未満の場合は、さらに減免する措置も設けられています。

さて、将来における経営環境変化が見通せないことにより、事業承継税制の適用を見送ってきた方は多くいたでしょうが、この特例により利用しやすくなったのではないのでしょうか。

さて今、税理士業界はこの改正された「事業承継税制」

で大いに盛り上がっています。それはこのような事情からです。

日本の企業の99%は中小企業で占められており、その中小企業経営者の年齢層のピークは、60歳代後半に差し掛かっているというのが現状です。そのうち多くの割合を占める団塊世代の経営者は、オリンピックが行われる2020年には70歳を迎え、その多くが引退する(であろう)といわれており、事業承継が待たなしの状況となっています。

このような状況下において、税制面からも事業承継を後押しする意味で、平成21年度税制改正から「事業承継税制」と呼ばれる制度が設けられていましたが、今回の改正前の制度ではその適用要件の厳格性などから使い勝手が悪く、利用する経営者や適用を勧める税理士も多くはありませんでした。

平成21年創設から平成28年3月末時点での経済産業大臣の認定件数は「贈与税 626件」「相続税 894件」であり、380万社ともいわれる中小企業の数からも考えると明らかに少ない水準です。

そこで、適用件数増加のために、今回の税制改正で事業承継を加速させるための適用要件の大きな緩和がなされたという訳です。

さて、長く政権政党である自民党の有力な支持層である農業者に対しては、「食料自給率の向上・維持」の名目の下、以前から大変有利な「事業承継税制」(農業の事業基盤である`農地、の相続についてはあるが)が用意されていました。

今回の中小企業者に対する配慮は、資源を有しない我が国経済にとって分厚い中小企業の層が如何に大事かということに政権党が気付いたということでしょう。

良いことづくめに見える今回の事業承継税制の改正ですが、現時点での私の評価・留意点を述べれば下記のような感じです。

- 今回の改正で全ての中小企業に利点がある訳ではありません。「十分な内部留保がある」「良好な損益状態が継続している」などの優良企業のオーナー層にとっては多大なメリットがありますが、そうではない中小企業にとっては無縁の改正であろう(よって、税理士業界の盛り上げもいわずれ沈静化するでしょう)。

- 事業承継に関しては銀行・生命保険会社やコンサルタントから株価の引下げを中心とした様々な節税スキーム(その多くは借入金の増加、不要不動産の購入など危険なスキームが多いのですが)が提案されてきましたが、これらの節税スキームより今回の改正がより強力であることから、今後はこの事業承継税制を活用することが主流になっていくであろう。